報告第47号

臨時代理の報告について

県費負担教職員(管理職)の人事異動の内申について、東広島市教育委員会教育 長事務委任規則(平成20年東広島市教育委員会規則第2号)第4条第1項の規定 により別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年7月1日提出

東広島市教育委員会 教育長職務代理者 渡 部 和 彦

1 臨時代理の要旨

県費負担教職員(管理職)である東広島市立西条小学校校長の辞職の内申について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 臨時代理年月日平成28年6月24日

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1 条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議 を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、 当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

臨 時 代 理 書

県費負担教職員(管理職)の人事異動の内申について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、東広島市教育委員会教育長事務委任規則(平成20年東広島市教育委員会規則第2号)第4条第1項の規定により臨時に代理する。

平成28年6月24日

東広島市教育委員会 教育長職務代理者 渡 部 和 彦

1 平成28年6月29日付け辞職

所 属		氏 名
東広島市立西条小学校	校長	津森 毅

報告第48号

臨時代理の報告について

県費負担教職員(管理職)の人事異動の内申について、東広島市教育委員会教育 長事務委任規則(平成20年東広島市教育委員会規則第2号)第4条第1項の規定 により別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年7月1日提出

東広島市教育委員会 教育長職務代理者 渡 部 和 彦

1 臨時代理の要旨

県費負担教職員(管理職)である東広島市立西条小学校校長の人事異動の内申 について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかっ たため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 臨時代理年月日平成28年6月24日

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1 条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議 を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、 当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

臨 時 代 理 書

県費負担教職員(管理職)の人事異動の内申について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、東広島市教育委員会教育長事務委任規則(平成20年東広島市教育委員会規則第2号)第4条第1項の規定により臨時に代理する。

平成28年6月24日

東広島市教育委員会 教育長職務代理者 渡 部 和 彦

1 平成28年6月30日付け人事異動

新 所 属	氏 名	前 所 属
東広島市立西条小学校	中嶋 崇弘	東広島市教育委員会
校長		教育調整監

警報等に係る学校休業等の状況について

H28. 6. 28 現在

	年月日	曜		登校			下校				
年度			曜	曜	曜	曜	校種	臨時休業	繰り下げ 登校	通常通り	打ち切り
H28 -	H28. 6. 21	⊔20 6 21 JJ	火	小	35	0	1			36	
		X	中	13	1	1			15		
	H28. 6. 22 7	28. 6. 22 水	¬l	小				15	21	36	
			中				1	14	15		
	H28. 6. 23	U20 6 22 +	木	小	3	11	22			36	
		*	中	1	6	8			15		
	H28. 6. 24	4 金	小				16	20	36		
		<u> 17</u>	中				2	13	15		

【参考】

1 対象となる気象警報について

大雨、洪水及び暴風警報等のうちの一つでも発令された場合。

2 気象警報の発令状況及び学校の措置等について

	時刻	警報発令状況		学校等の措置	備 考
	午前6時	発令中		自宅待機	
登校	午前7時	発令中	小・虫	臨時休業	学校は、給食提供の有無を各学校給食センターに連絡する。(東広島学校給食センターへの連絡は代表校による)
		解除	中学校	繰り下げ登校	通学路の安全等が確保されない場合は、 この限りでない。(校長の判断により対 応する。)
下校	午後3時	発令中	小学校	学校待機 (引き渡し下校)	学校は、電話・メール等で保護者等に引き渡し下校等について周知する。
			中学校	学校待機	通学路の安全等が確保された場合は、この限りでない(校長の判断により対応する。) その際、学校は、電話・メール等で保護者等へ下校時刻等を周知するとともに危険箇所等を巡視する。
	午後5時	発令中	小学校	引き渡し下校	学校は、電話・メール等で保護者等へ連絡できない場合は、学校又は避難場所に 児童を留め置く。また、保護者等を確認 し引き渡しを行う。

- ※ 下校時刻については、気象状況等により、午後3時以前に一斉下校等の措置を行う場合がある。その際、学校は、電話・メール等で保護者等に下校時刻等を周知する。
- ※ 大津波警報及び津波警報については、関係校と連携し別途指示する。
- ※ 上記以外の警報や警報発令以外の非常災害、その他急迫の事情により、児童生徒の登下校が困難な場合は、校長の判断により措置する。

【措置例】

臨時休業、自宅待機、授業繰り下げ、授業打ち切り、学校待機、引き渡し下校、措置なし

3 市教育委員会(学事課)への報告について

- (1) 午前6時の段階で警報が発令された場合は、学校は午前7時段階での措置状況を午前8時45分までに報告する。
- (2) 引き渡し下校を行った場合は、児童の引き渡し完了後、速やかに報告する。
- (3) 学校は2の※の措置を講じた場合は、『卿寺報告する。